

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十三号

火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

火薬類取締法施行細則（昭和三十六年七月奈良県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表七の項下欄中アを削り、イをアとし、ウからオまでをイからエまでとする。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。